

(賃貸借物件及び納入場所)

第1条 賃借人が賃借する物件及び物件の納入場所は、次のとおりとする。

- (1) 物件の内容 別紙物件明細書のとおり。
- (2) 物件の納入場所 賃借人の指定による。

(賃借物件の管理責任)

第2条 賃借人は、物件を善良な管理者の注意義務をもって管理にあたるものとする。

2 賃貸人は物件が正常に使用できるよう保守の責に任ずるものとし、物件の保守及び修理等は、賃借人の指定する整備工場等で行なうものとする。但し、次の各号に該当するものの修理費用は賃借人が負担するものとする。

- (1) 賃借人の故意もしくは過失によって修理した場合
- (2) 賃借人が賃貸人の承認なしに緊急に指定工場以外で修理を行なった場合
- (3) 車両保険で補填されない修理
- (4) 天災地変等不可抗力による修理

3 賃借人が自動車の保管、使用に起因し第三者に損害を与えた場合は、賃借人の責任において解決するものとする。

4 契約期間が終了し、物件の移動、処分が必要な場合は賃貸人がその責に任ずる。但し、物件の保管場所が通常の使用場所から極端に遠方の場合、又は異常な状態に放置されている等の場合は、賃借人の責任で原状に復する。

(賃借物件の原状変更)

第3条 賃借人は、物件を改造、加工、模様替え等により原状を変更しようとするときは、事前に賃貸人の承諾を得るものとする。

2 前項に要する費用は、賃借人の負担とする。

(報告義務)

第4条 賃借人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに賃貸人に通知するものとする。

- (1) 物件についての盗難、損傷等の事故が発生したとき。
- (2) 物件の保管、使用、運行等によって第三者に損害を与えたとき。

(立入権及び秘密保持)

第5条 賃貸人又は賃貸人の指定した者は、物件の現状及び保管状況並びに点検調査のため、物件の保管場所に立ち入ることができるものとする。この場合、賃貸人又は賃貸人の指定した者は必ず身分証明書を携帯するものとする。

2 賃貸人は本契約の履行に際し知り得た賃借人の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。又、契約終了後においても同様とする。

(保険)

第6条 物件に対する自動車損害賠償責任保険及び任意保険(車両保険含む)は、賃貸人が保険契約を締結し、その保険料は賃貸人の負担とする。

(中途解約)

第7条 物件が、天災地変等により滅失もしくは損傷し使用不可能の場合、又は賃借人の理由により賃貸借期間を残し契約を終了する場合は、賃借人は賃貸人に対し書面でその旨を通知し、当該契約を終了する。この場合は、賃貸人は未経過期間に係わる残りの賃借料に代わり、賃貸人の基準に基づいた解約時の精算を賃借人に提示し、賃借人はこれを精算する。

(履行遅延の場合における違約金等)

第8条 賃貸人の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、賃借人は、違約金の支払いを賃貸人に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

3 賃借人の責めに帰すべき事由により、契約書「5 契約金額の支払」の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、賃貸人は未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合

で計算した額の遅延利息の支払いを賃借人に請求することができる。

（契約の解除）

第9条 賃借人及び賃貸人は、相手が正当な理由なくしてこの契約に定める条項を履行しない場合には、文書をもって通告し、この契約を解除することができるものとする。

（権利義務の譲渡）

第10条 賃貸人はこの契約により生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡、又はこの契約を第三者に委任することはできない。但し、賃借人が承認した場合はこの限りではない。

（契約の費用）

第11条 この契約を締結する費用は、賃貸人の負担とする。

（暴力団等排除に係る賃借人の解除権）

第12条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により賃貸人に損害が生じても、賃借人はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（1）賃貸人が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び第13条において、「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

（2）賃貸人が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。

（3）賃貸人が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

（4）賃貸人が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は賃貸人の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、賃貸人は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金の納付が行われているときは、賃借人は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第13条 賃貸人は、契約後、この契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく賃借人に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 賃貸人は、不当介入を受けたことにより、賃貸借期間開始時に遅れが生じるおそれがあるときは、賃借人と賃貸借期間開始時に関する協議を行わなければならない。

3 賃貸人は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに賃借人に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 賃貸人は、不当介入による被害により賃貸借期間開始時に遅れが生じるおそれがあるときは、賃借人と賃貸借期間開始時に関する協議を行わなければならない。

（協議）

第14条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じた場合は、賃借人賃貸人双方ともに誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。